

新潟県空き家再生まちづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、住民の活動の場の提供をはじめとする、まちなかの賑わい空間の創出を図るため、市町村が行う空き家の活用に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

現に居住その他の使用がなされていない建築物またはその一部をいう。

(2) 再生

空き家を改修し、次のいずれかに該当するものとして活用することをいう。

ア 地域住民の交流を目的とした拠点施設

イ 来訪者への情報発信を目的とした観光案内施設

ウ 地場産業や伝統技術を活かした創作活動施設

エ 地域の文化を伝える情報発信施設

オ その他まちなかの賑わい空間の創出に寄与すると知事が認めた施設

(3) 部分改修

改修する部分の面積が、建築物の延べ床面積の1/2以内かつ200㎡を超えないもの。

(4) 空き家再生まちづくり実施方針

次に掲げる事項を定めたもので、市町村長が認めるものをいう。

ア 実施方針の区域

イ 基本の方針

ウ 地区の賑わい空間の創出に関する事項

エ その他必要な事項

(5) 空き家再生まちづくり支援事業

空き家再生まちづくり実施方針に基づき、地区の賑わい空間を創出する取組に対する支援をいう。

(6) 空家等対策計画

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条に定める空家等対策計画をいう。

(7) 直接補助事業

補助事業者が自ら、補助対象事業を行う事業をいう。

(8) 間接補助事業

補助対象事業を行う者に対して、補助事業者が費用の一部を補助する事業をいう。

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は、空き家再生まちづくり実施方針に基づく、次に掲げる事業とする。

(1) 調査研究事業

ア まちなかの賑わいの創出に関する勉強会、相談会等への専門家派遣

イ 地区の賑わいの創出について、住民の合意形成を図るためのワークショップ等の開催及びその周知啓発

ウ 空き家の建物状況調査をするための専門家派遣

(2) 再生事業

空き家の再生に関する部分改修に係る設計、工事監理及び工事

(交付基準)

第4 交付基準は、別表1及び別表2による。

(交付条件)

第5 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件とし交付するものとする。

(1) 経費の配分の変更（第8に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。

(2) 事業の内容を変更（第8に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付申請書)

第6 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める期日まで、1部を知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請等)

第7 第5の(1)または(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、次に掲げる区分に従い、申請書類1部を知事に提出しなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じるとき

別記第2様式による補助金交付変更申請書

(2) 補助金の額に変更が生じないとき

別記第3様式による内容変更承認申請書

(軽微な変更の範囲)

第8 第5の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、補助金の額の算定に関わらない事業内容の変更で、かつ、補助金の額に変更を生じないものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9 第5の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、第4号様式による事業中止(廃止)承認申請書1部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに、知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10 第5の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、別記第5号様式による完了期日変更況報告書1部を、知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第11 規則第7条に規定する期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることが出来る。

(状況報告)

第12 規則第10条による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の9月30日現在において別記第6号様式による状況報告書を作成し、10月10日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告書)

第13 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第7号様式のとおりとし、1部を知事に提出しなければならない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別表 1

(1) 補助対象事業	調査研究事業	
(2) 補助事業者	次のいずれかに該当する市町村 ア 空家等対策計画を策定済みの市町村 イ 空家等対策計画を3年以内に策定予定の市町村	
(3) 事業種別	直接補助事業	間接補助事業
(4) 事業主体	補助事業者	自治会、町内会及び主として県内でまちづくりに関する活動を行う営利を目的としない団体。
(5) 区域要件	次の各号に掲げるもののうち、いずれかに該当するもの。 ア 国勢調査の結果に基づく人口集中地区内(今後、直近の国勢調査の結果にもとづく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む) イ 鉄道駅(ピーク時1時間あたり運行本数(片道)が3本以上)から半径1kmの範囲内 ウ バス停留所(ピーク時1時間あたり運行本数(片道)が3本以上)から半径500mの範囲内 エ 年間入り込み客数が概ね10万人以上の、歴史的、景観的に優れた資源から半径1kmの範囲内 オ 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域 カ 都市計画法第4条第2項に規定する「都市計画区域」の指定がない町村で、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家等対策計画において、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(平成27年総務省・国土交通省告示第1号)に基づき次を目的に指定した重点対象地区のうち、知事が認めるもの ・ 重点対象地区の区域外から区域内への人口誘導 ・ 人口密度の維持 ・ その他居住者の居住の誘導を目的としたもの	
(6) 補助対象経費	ア まちなかの賑わいの創出に関する勉強会、相談会等への専門家派遣 イ 地区の賑わいの創出について、住民の合意形成を図るためのワークショップ等の開催及びその周知啓発 ウ 空き家の建物状況調査をするための専門家派遣	次の各号に掲げる事業に要する経費のうち、補助事業者が補助する費用。 ア まちなかの賑わいの創出に関する勉強会、相談会等への専門家派遣 イ 地区の賑わいの創出について、住民の合意形成を図るためのワークショップ等の開催及びその周知啓発 ウ 空き家の建物状況調査をするた

		めの専門家派遣
(7) 補助率	補助対象経費の 1 / 2	補助対象経費へ補助事業者が補助する額の 1 / 2、又は、事業主体が事業に要する費用の 1 / 3 のいずれか低い額
(8) 補助限度額	補助対象期間を通して 250 千円。ただし、補助対象期間は当初補助金申請年度より、3 年以内とする	

別表 2

(1) 補助対象事業	再生事業	
(2) 補助事業者	次のいずれかに該当する市町村 ア 空家等対策計画を策定済みの市町村 イ 前年度までに調査研究事業を実施した市町村	
(3) 事業種別	直接補助事業	間接補助事業
(4) 事業主体	補助事業者。ただし、自ら所有しない場合は、空き家所有者と賃貸借契約を締結した場合に限る。	ア 空き家の所有者 イ 自治会、町内会及び主として県内でまちづくりに関する活動を行う営利を目的としない団体。 ただし、自ら所有しない場合は、空き家の所有者と賃貸借契約を締結した場合に限る。
(5) 区域要件	調査研究事業と同じ	
(6) 補助対象経費	空き家の再生に関する部分改修に係る設計、工事監理及び工事に要する費用。ただし備品の購入費を除く。	空き家の再生に関する部分改修に係る設計、工事監理及び工事をとする者に対し、部分改修等に要する経費のうち、補助事業者が補助する費用。ただし備品の購入費を除く。
(7) 補助率	補助対象経費の 1 / 2	補助対象経費へ補助事業者が補助する額の 1 / 2、又は、事業主体が事業に要する費用の 1 / 3 のいずれか低い額
(8) 補助限度額	1 棟あたり 1,000 千円	